

## 消費者の権利を守るために

## 食品表示

| 栄養成分表示／1袋(31g)当たり                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |              |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| エネルギー 155 kcal                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 炭水化物 19.8 g  |                                                                                   |
| たんぱく質 3.1 g                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | ナトリウム 248 mg |                                                                                   |
| 脂 質 7.0 g                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 食塩相当量 0.6 g  |                                                                                   |
| <b>名 称</b> スナック菓子<br><b>原材料名</b> 小麦粉、乾燥ポテト(遺伝子組換えでない)、増粘多糖、ショートニング、小麦たんぱく、砂糖、ペクチン、ベーキングパウダー、たまねぎパウダー、乾燥赤ピーマン、セロリエキス、乾燥ほうれん草、バター加工品、香辛料、加工デンプン、調味料(アミノ酸等)、香料、乳化剤、クチナシ色素、酸味料、香辛料抽出物(原材料の一部に乳成分、大豆を含む)<br><b>内 容 量</b> 31g(31g×2袋)<br><b>賞味期限</b> 下側の面に記載しています。<br><b>保存方法</b> 直射日光・高温・多湿を避け、涼しい場所に保存してください。<br><b>販 売 者</b> |              |                                                                                   |

## 薬害(サリドマイド事件)が起きた



サリドマイドは1950年代末から80年代初めに、世界の40カ国以上で販売された鎮静・催眠薬。この薬を妊娠初期に服用すると、胎児の手/足/耳/内臓などに奇形を起こす。世界で数千人～1万人、日本で約千人の胎児が被害にあったと推定される。日本では生存した309人の被害者が認定されている。



## カネミ油症事件がおきた

- ・ カネミ油症は、1968(昭和43)年10月に、西日本を中心に、広域にわたって発生した、ラيسオイル(米ぬか油)による食中毒事件。
- ・ 事件の原因は、カネミ倉庫社製のラيسオイル(米ぬか油)中に、製造の際の脱臭工程の熱媒体として用いられた、鍾淵化学工業(現カネカ)社製カネクロールが混入していたことでした。このため、ポリ塩化ビフェニル(PCB)や、ダイオキシン類の一種であるポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)等が、製品のラيسオイル(米ぬか油)の中に混入した。
- ・ 症状は、咳出血、色素沈着、目やになどの皮膚症状のほか、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など多様。こうした症状が改善するには長い時間がかかり、現在も症状が続いている方々がいる。

## カネミ油症事件がおきた



## 消費者問題関連年表

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 1962 | サリドマイド事件              |
| 1965 | 経済企画庁(当時)に国民生活保護局設置   |
| 1968 | 消費者保護基本法制定<br>カネミ油症事件 |
| 1969 | 消費者生活センターの設置が始まる      |
| 1970 | 国民生活センター発足            |
| 1994 | 製造物責任法(PL法)制定         |
| 2000 | 消費者契約法制定              |
| 2001 | 年商額別訴訟(BSE)問題         |
| 2003 | 食品安全基本法制定             |
| 2004 | 消費者基本法制定              |
| 2009 | 消費者庁設置                |
| 2012 | 消費者教育推進法制定            |

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.124

## 消費者の権利

### ■消費者の四つの権利（1962年 ケネディ大統領）

- ①安全を求める権利      ②知らされる権利
- ③選択する権利          ④意見を反映させる権利

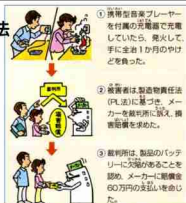


### ■消費者の権利（2004年 消費者基本法）

- ①安全の確保                  ②選択の機会の確保
- ③必要な情報の提供      ④教育の機会の提供
- ⑤消費者の意見の反映      ⑥消費者被害の救済

教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.124

## 製造物責任法 (PL法)



教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.125

## クーリング・オフ制度

- ・ 特定商取引法や、その他の法律に定められている制度。
- ・ 消費者が「訪問販売」などの不意な訪問を受けて契約したり、「マルチ商法」などの複雑でリスクが高い取引で契約した場合に、一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度。

## インターネット通販のトラブル 1



愛知県民文化局 消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より  
消費生活トラブル事例「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

## インターネット通販のトラブル 2



クーリング・オフ制度は使えない(通信販売とされる)

愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

## インターネット通販のトラブル 3



通信販売にはクーリングオフ制度は適用されない。それに代わるものとして返品特約の制度がある。返品不可の特約がある場合は、返品することができない。返品特約が書かれていないときは、商品が届いてから8日間は返品ができることとみなされる。返品特約の有無とその内容は、必ず確認しよう。(消費生活情報 あいち暮らしWEBより)

### 訪問販売（訪問買い取り） 1



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

### 訪問販売（訪問買い取り） 2



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

### 訪問販売（訪問買い取り） 3



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

### 訪問販売（訪問買い取り） 4



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

### 訪問販売（訪問買い取り） 5



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

### 無料商法



教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.124

## マルチ商法 1



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

## マルチ商法 2



愛知県消費生活総合センター「消費生活情報 あいち暮らしWEB」より

## マルチ商法 3



連鎖販売取引は、法定記載事項が書かれた契約書面を受領した日を含めて20日間、クーリング・オフが可能。商品を仕入れて再販売する形の場合には、契約書面又は商品を受け取った日のどちらか遅い日を含めて、20日間。

## ネガティブ・オプション(送りつけ商法)



教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.124

## アポイントメントセールス



教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.124



教科書 東京書籍『新しい社会 公民』2016年 P.125